

第38回日本DDS学会学術集会著作権運用規程

2022年2月制定

(目的)

第1条 本規程は、第38回日本DDS学会学術集会（以下、本学術集会）において発表される講演、口頭発表等のコンテンツ著作権に関する取り扱いについて取り決めるものである。

(公開の許諾)

第2条 本学術集会主催者は、本学術集会をWeb開催するに際し、ID・パスワードで閲覧管理されたサイト内での公表、配信を行うため、講演者、口頭発表者からそれぞれのコンテンツ利用に関する許諾を取得する。

(第三者への利用許諾)

第3条 本学術集会発表者は、第三者の著作物をコンテンツに利用する際には、著作権法に従い、当該著作権者より自ら利用許諾を取得する、あるいは、必要に応じて適切な引用を行う。

(参加者の利用)

第4条 本学術集会参加者は、講演、口頭発表コンテンツの利用範囲がそれぞれの著作者の意向により異なるため、許可なく撮影、印刷、配信等を行ってはならない。参加者が著作権法に関する違反を行った場合、責任はその参加者が全てを追う。

(主催者の利用)

第5条 本学術集会主催者は、発表者より提供された全てのコンテンツについて、本学術集会のライブおよびオンデマンド配信のみに利用する。なお、他の利用を行う際は事前に個別の許諾を得るものとする。本学術集会終了後には、発表者より提供された全てのコンテンツは、主催者が責任をもって廃棄する。

(啓発)

第6条 本学術集会主催者は、本学術集会参加者が著作権を正しく理解し、その資料が本学会の学術振興の促進が目的であり、正しく活用されるよう、啓発活動を行う。

附 則

1. 本規程に定めのない事項については、第38回日本DDS学会学術集会の運営に関わる委員会にて協議の上、運用上の手順として本学術集会代表が決定する。
2. 本規程は、2022年2月15日から施行する。

本著作権運用規程の無断転載、無断転用、無断配布を禁止する。